

いのちとくらしをまもる

防災減災



流域治水

流域治水の取り組みについて

令和7年2月26日

近畿地方整備局河川部
建設専門官 富岡 祥平







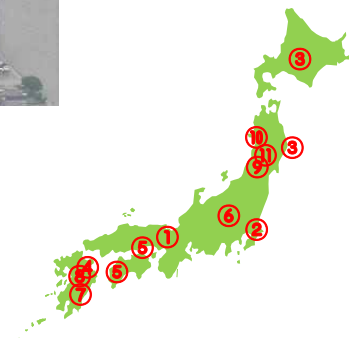
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

気候変動による水災害の激甚化・頻発化



○ 短時間強雨の発生増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予測されている。

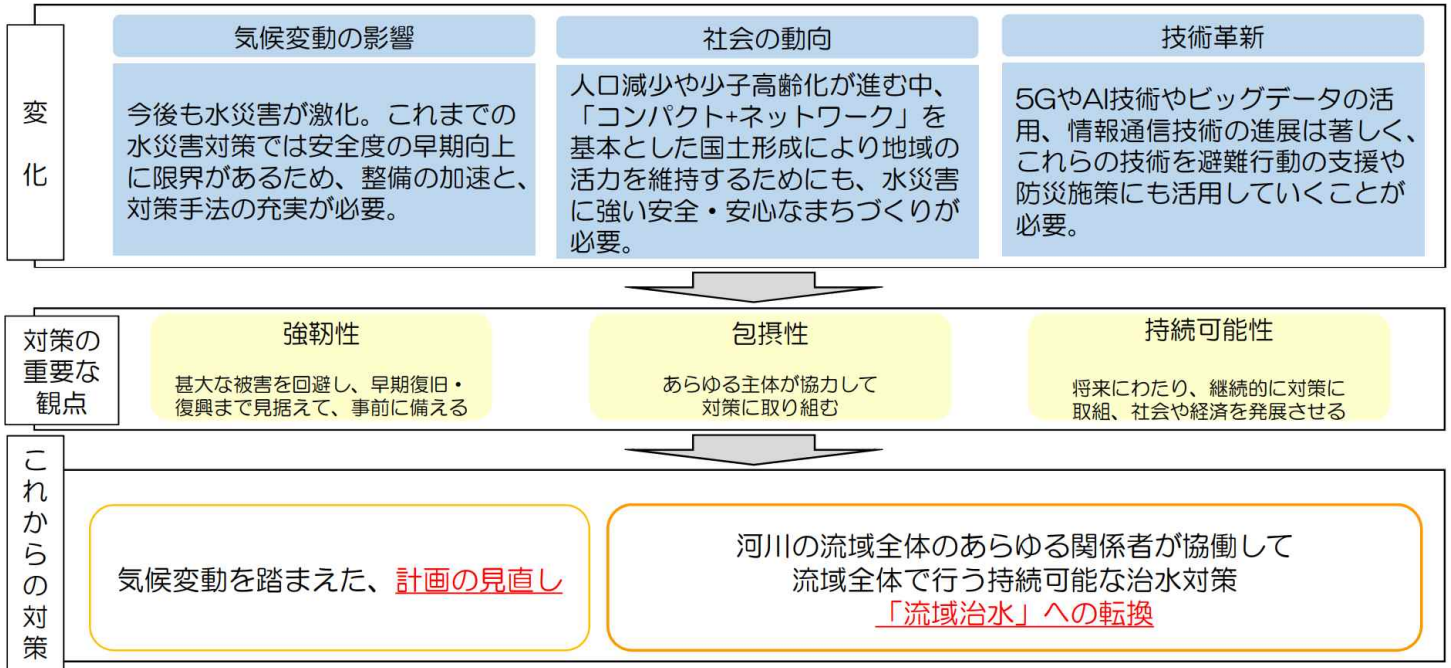
■平成25年～令和6年に発生した主な災害

平成 25 ～ 29 年	①平成25年台風第18号  由良川の氾濫による浸水被害 (京都府福知山市)	②平成27年9月関東・東北豪雨  鬼怒川の堤防決壊による浸水被害 (茨城県常総市)	③平成28年8月台風10号  小本川の氾濫による浸水被害 (岩手県岩泉町)	④平成29年7月九州北部豪雨  空知川の堤防決壊による浸水被害 (北海道南富良野町)	④平成29年7月九州北部豪雨  赤谷川における浸水被害 (福岡県朝倉市)		
	平成 30 年 ～ 令和 2 年	⑤平成30年7月豪雨  小田川における浸水被害 (岡山県倉敷市)	⑥令和元年東日本台風  肱川における浸水被害 (愛媛県大洲市)	⑥令和元年東日本台風  千曲川における浸水被害 (長野県長野市)	⑦令和2年7月豪雨  球磨川における浸水被害 (熊本県人吉市)		
		令和 3 年 ～ 6 年	⑧令和3年8月の大雨  池町川における浸水被害 (福岡県久留米市)	⑨令和4年8月の大雨  最上川水系 最上川 左岸 195.0m 最上川における浸水被害 (山形県大江町)	⑩令和5年7月の大雨  太平川における浸水被害 (秋田県秋田市)	⑪令和6年7月の大雨  最上川における浸水被害 (山形県戸沢村)	
							 <p>※ここに例示したもの以外にも、全国各地で地震や大雨等による被害が発生</p>

○近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を促進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ



3

流域治水の基本的な考え方

○気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- 堤防整備、河道掘削や引堤
- ダムや遊水地等の整備
- 雨水幹線や地下貯留施設の整備
- 利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- 水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- 水災害リスク情報空白地帯の解消
- 中高頻度の外力規模（例えば、1/10,1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

社会資本整備審議会において、気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえた水災害対策等に関して検討され令和2年に答申されたもの。

4

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

<p>①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策</p> <p>雨水貯留機能の拡大 [国・市・企業・住民] 雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用</p> <p>流水の貯留 [国・県・市・利水者] 治水ダム建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用</p> <p>持続可能な河道の流下能力の維持・向上 [国・県・市] 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備</p> <p>氾濫水を減らす [国・県] 「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等</p>	<p>②被害対象を減少させるための対策</p> <p>リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫 [国・市・企業・住民] 土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討</p> <p>浸水範囲を減らす [国・県・市] 二線堤の整備、自然堤防の保全</p> 	<p>③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策</p> <p>土地のリスク情報の充実 [国・県] 水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信</p> <p>避難体制を強化する [国・県・市] 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握</p> <p>経済被害の最小化 [企業・住民] 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定</p> <p>住まい方の工夫 [企業・住民] 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進</p> <p>被災自治体の支援体制充実 [国・企業] 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化</p> <p>氾濫水を早く排除する [国・県・市等] 排水門等の整備、排水強化</p>
---	--	---

- 特定都市河川に指定することで展開できる流域治水の取り組み

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することができる**制度を創設**

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件：≥30m³（条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- ・ 対象：地方公共団体



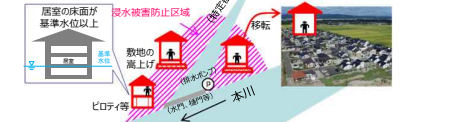
雨水貯留浸透施設の例

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**（自己用住宅除く）
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ **盛土等の行為の事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

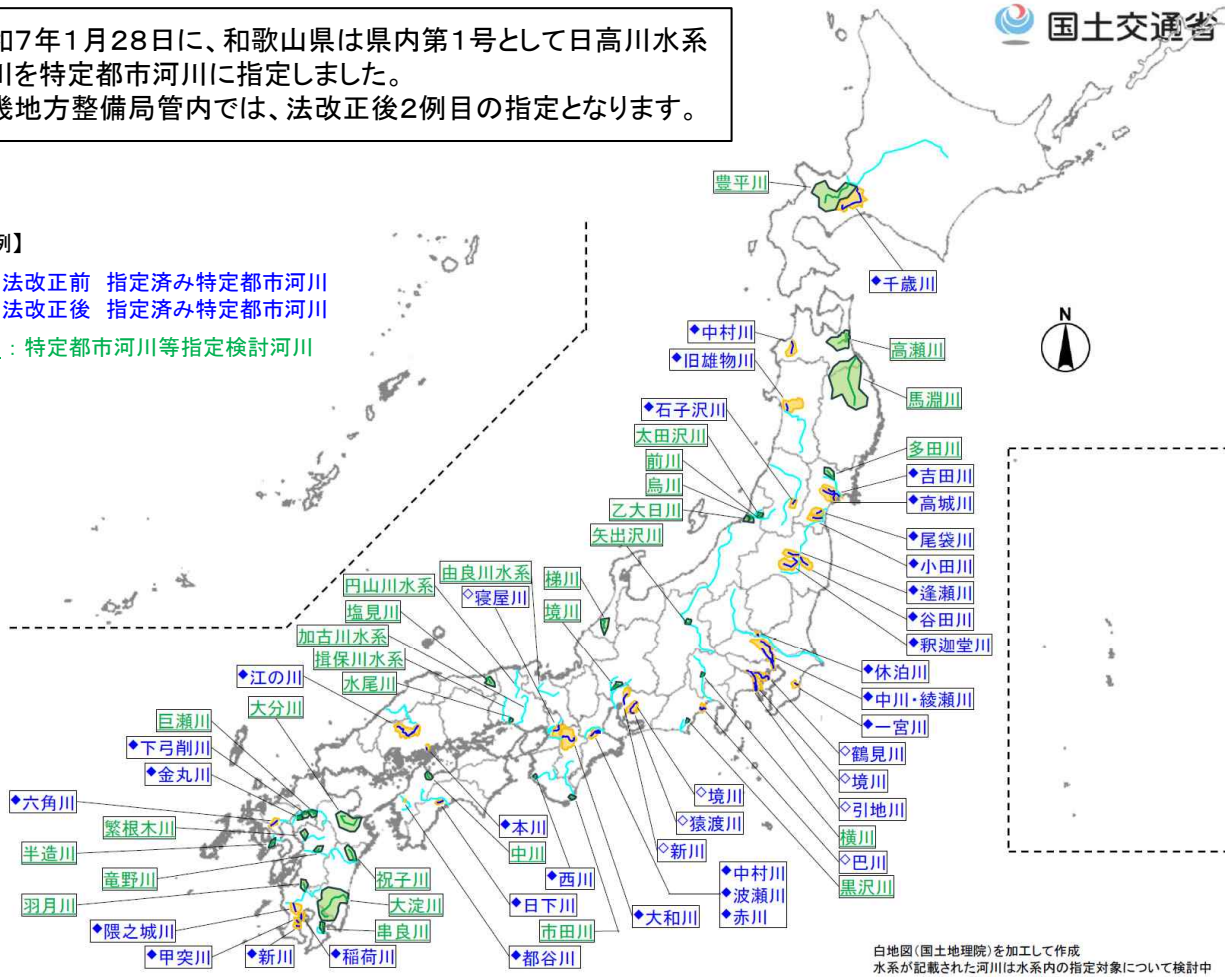


貯留機能を有する土地のイメージ

○令和7年1月28日に、和歌山県は県内第1号として日高川水系西川を特定都市河川に指定しました。
○近畿地方整備局管内では、法改正後2例目の指定となります。

【凡例】

- ◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川
- ◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川
- 下線 : 特定都市河川等指定検討河川



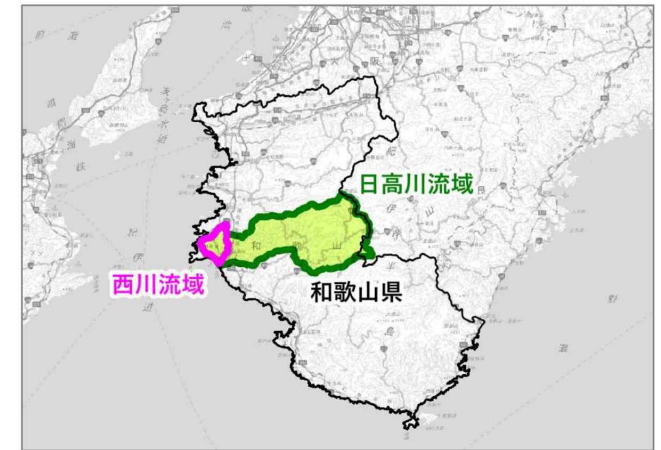
白地図(国土地理院)を加工して作成
水系が記載された河川は水系内の指定対象について検討中

特定都市河川の指定 ~日高川水系西川(和歌山県)~

○令和7年1月28日に、和歌山県は県内第1号として日高川水系西川を特定都市河川に指定しました。
○近畿地方整備局管内では、法改正後2例目の指定となります。
○今後は、県や流域市町等で構成する流域水害対策協議会を設置し、浸水被害の軽減に向けた具体的な対策を盛り込んだ計画(流域水害対策計画)を策定の予定です。

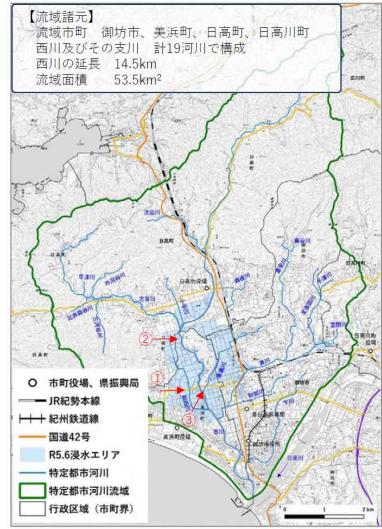
西川の特定都市河川の指定の経緯

- H29.10 台風第21号により床上浸水2戸、床下浸水19戸の浸水被害が発生
- R3.6 西川流域の取組を含む日高川流域治水プロジェクトを策定
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行(流域治水の本格的な実践)
- R5.6 豪雨及び台風第2号により床上浸水22戸、床下浸水54戸の浸水被害が発生
- R6.3 西川流域水害対策協議会準備会を開催(県・流域4市町)
- R7.1 西川を特定都市河川として指定
- 今後 特定都市河川浸水被害対策法を活用した治水対策の推進



西川流域の概要

- ・西川は日高川の河口付近で合流する一次支川
- ・湖位の影響を受けやすく満潮時は水がはげにくい
- ・下流域には、標高2m以下の低平地が広がり、役場や主要交通等の都市機能が集積



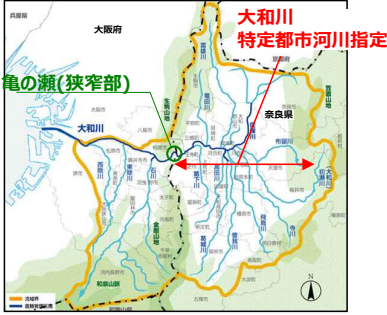
近年の浸水被害発生状況

- ・西川流域では過去から浸水被害が頻発
- ・平成29年10月の台風第21号では、床上浸水2戸、床下浸水19戸の浸水被害が発生
- ・令和5年6月豪雨及び台風第2号では、床上浸水22戸、床下浸水54戸の浸水被害が発生



大和川の奈良県域について令和3年12月24日に指定

大和川水系流域図



特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km²（流域内の市町村数 25）



- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1~)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5~)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会（R3.7.19開催）
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化

大和川遊水地（保田地区）
築堤整備状況

藤井地区掘削
大和川
河道掘削

流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活かす

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の高上げ（補助率1/3⇒1/2）
固定資産税を1/6～1/2に軽減

高田土木事務所駐車場
地下貯留施設（大和高田市栄町）

ため池治水利用（天理市庵治町）

水害リスクを踏まえた土地利用

- 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

＜浸水被害防止区域の指定による規制の例＞
その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる
農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる※

※R4.4.1改正都市計画法施行後

市街化編入抑制区域の指定状況
※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年に1回以上の割合で発生するおとや季節的な集中豪雨が生じた場合に想定される浸水深が50cm以上の土地の区域

大和川の特定都市河川指定を踏まえて令和4年5月27日に策定

(計画策定者) 近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長
(計画の目標) ・流域全体では、昭和57年8月降雨に対し、大和川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害の解消、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においても住民の安全確保
・重点地区では、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、内水による浸水被害を解消
・想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む
(計画の期間) 概ね20年

特定都市河川流域図



①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

＜河川区域における対策＞

- 河川整備
河道改修や遊水地等の整備
- 既存ダムの洪水調節機能強化
既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)における事前放流の実施

＜集水域における対策＞

- 下水道整備
・雨水管渠整備、既設ポンプ施設の維持・更新
・内水ポンプ施設の運転操作ルール策定
- 流域対策
・既存ため池の放流口の改修や事前放流によりため池の水位を下げ雨水を一時的に貯留させる等、ため池の治水利用を推進
・水田の排水口に調整板を設置し、排水量を調整する水田貯留を推進
・浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進
・民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を新たに上乗せし、対策を一層推進

大和川遊水地（保田地区）
河道改修

ため池の治水利用(大和郡山市鶴池池)

水田貯留(田原本町飯手地区)
水田貯留用調整板設置(正面から見たところ)
調整板の設置により排水量を調整

②被害対象を減少させるための対策

- 貯留機能保全区域の指定
・都市浸水想定区域や条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
・先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定を検討
- 浸水被害防止区域の指定
・都市浸水想定区域及び水害リスクマップ、『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
・先行して川西町、田原本町などで区域の指定を検討

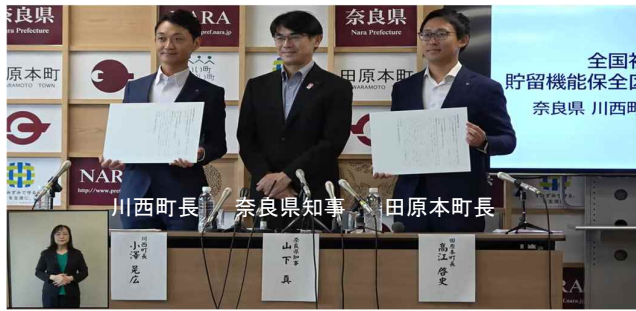
浸水被害防止区域
被災前に浸水被害防止区域から安全な土地への移転が可能となる

③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- ・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の徹底

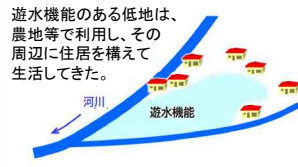
洪水ハザードマップ(川西町)

- 特定都市河川浸水被害対策法の一部が令和3年に改正され、被害対象を減少させるための対策として新たに「貯留機能保全区域」及び「浸水被害防止区域」の指定制度が創設されました。
- このうち、貯留機能保全区域については、大和川特定都市河川流域内の奈良県川西町及び田原本町の一部において土地所有者の同意を得て、令和6年7月30日に全国で初めて指定されました。(指定権者：奈良県知事)
- 貯留機能保全区域は、その土地が元来有している遊水機能(貯留機能)を可能な限り保全していくことを目的とし、指定により、その土地に遊水機能があることが広く認知され、将来にわたりその機能が保全されることが期待されます。



令和6年7月30日(火)に奈良県庁にて開催された知事定例会見での説明状況

遊水機能保全の必要性 (イメージ)



遊水機能のある土地で盛土されると...



貯留機能保全区域に指定された区域では

規制

貯留機能保全区域に指定された区域内では、盛土等の貯留機能阻害行為を行うとする場合は「届出」が必要
 また、知事は必要に応じて、助言又は勧告を行うことができます

支援

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減



川西町唐院地区における貯留機能

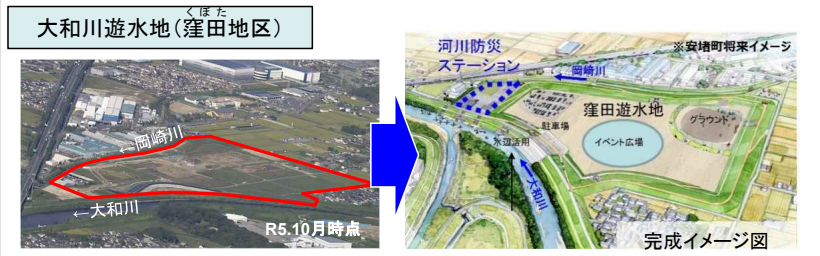


田原本町西代地区における貯留機能

※ 同流域内では、引き続き12月24日にも大和郡山市の一部で貯留機能保全区域が指定となり、流域治水を推進中。

流域治水の河川対策を加速

- 大和川本川の洪水(外水)を取り込むだけでなく、内水も取り込む内外水対応型の遊水地とすることで昭和57年洪水による内水域の床上浸水被害の解消を図る。民間活用による平時利用と一体的に活用できる拠点として整備。
- 保田地区の遊水地については、今年度予算をもって完成予定。
- 近5ヶ年予算において、近畿地整直轄河川改修予算の総額に占める大和川(奈良県域)の予算比率は右肩上がり。奈良県の補助河川予算においても、特定都市河川指定を契機として大幅に増加。



自分事化の推進

人々に行動を促す

話題に触れたり、情報開示の必要性が高まっている今、水災害の意識の高まりを実際の行動につなげていく「自分事化」を推進。認知と行動のギャップを埋めていく。



※認知と行動のギャップ
防災・減災が個人が自ら関わりたいと思う課題である一方、実践や対策、他者の巻き込みには至っていない社会状況がある。

参考：
第4回「クオリティ・オブ・ソサエティ」年次調査（電通総研）



- 個人**
防災教育、SDGsの学習、水災害のニュースに触れる等、年齢に応じて知るの機会は相応にある。
- 企業・団体**
工業団地の被災のニュース、TCFD等情報開示の枠組み、ESGの取組など知るの機会は相応にある。

「自分事化」が課題

行動につなげていく上で、理解を深める機会や、インセンティブがどう働くか？

平常時、災害時の両方で多様な取組メニューがある。大雨時のリスク情報も拡充している。
BCP策定、自営水防、地域との連携、流域の視点での取組の拡大など、取組メニューは相応にある。

流域治水の自分事化の取り組み

○内閣府及び国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を、令和6年5月に創設しました。
○有識者による選定委員会での審議を踏まえ、本制度の創設後初めて、**近畿地方整備局管内においては4件（優良認定：3件、認定：1件）が認定されました。**
○優良認定の対象者へは9月5日（木）に内閣府特命担当大臣（防災）と国土交通大臣から認定証が授与され、認定の対象者へは9月19日（木）に近畿地方整備局から認定証の伝達を行いました。

※災害リスクを自分事化するという観点において、主体的な避難行動や防災行動につながる工夫、仕掛け等が特に優れているもの

名称	活動拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター	兵庫県神戸市	阪神・淡路大震災	当該センターでは、阪神大震災における体験談を交えた展示や体験できるコーナーが充実しているとともに、語り部ボランティアによる講話（被災体験談）、気軽に参加できる語り部ワークショップ、小中学生等を対象にした防災セミナーが多く実施されている点が特に優れている。
和歌山県土砂災害啓発センター	和歌山県那智勝浦町	平成23年紀伊半島大水害	平成23年紀伊半島大水害の被災者が自身の被災体験で学んだ教訓を伝承するため、手書きの紙芝居を製作し、語り部活動を多く実施していることや県内外の自治会や自主防災組織、行政団体等を対象とした団体啓発研修等にも積極的に取り組んでいる点が特に優れている。
福むらの火の館	和歌山県広川町	安政南海地震	津波の恐ろしさを伝えるだけでなく、施設展示にて、様々なシチュエーション（町中を歩いている時、車を運転している時等）での対処方法がまとめられており、地震津波から身を守るための知恵が示されている。また、当該施設を拠点とする広川町日本遺産ガイドの会により、町内小学生を対象とした「こりよう語り部ジュニア」講座が開催されるなど、次世代への継承に努めている点が特に優れている。



○今後の活動方針
【和歌山県土砂災害啓発センター：久保榮子氏（認定者代表）】
大切な命を守ることを訴えていきたいと決意を改めた。

名称	活動拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
福知山市治水記念館	京都府福知山市	昭和28年9月台風第13号等	治水記念館は明治期の治水対策が施された家屋を改修しており、当時の水害対策設備が展示され、建物そのものが過去の水害の教訓を語り継ぐ歴史的な資料となっていることや被災者の体験談の映像が流され放映されている点が優れている。

■第1回「NIPPON防災資産」認定証伝達式の状況(9月19日)

○今後の活動方針【福知山市 大橋市長】
これまで以上に、治水・防災のあり方を共に考え行動していくための施設として治水記念館を活用し、水害と水防の歴史を語り継ぎ、災害に備えておくことの大切さを伝え、地域の防災力の更なる向上につなげていきたい。

NIPPON 防災資産
災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大
～災害リスクの「自分事化」に向けて～

認定制度の詳細は
コチラ→



流域治水

知る、自分事化する、行動する

by **ALL**で推進

関連情報



流域治水
紹介動画



令和6年度 水管理・国土保全局
関係予算概算要求概要

(この冊子は、再生紙を使用しています)



全国流域治水MAP



流域治水の自分事化検討会

